

クリーンセンターにおけるごみ搬入要領（直接搬入者向け）

H30.3

草津市立クリーンセンター

家庭ごみおよび事業系一般廃棄物を草津市立クリーンセンターへ直接搬入する人は、下記事項を遵守し、搬入を行ってください。

記

1. ごみの搬入日時は、祝日を含む月曜から土曜日（年末年始除く）の午前 8 時 30 分から正午までおよび午後 1 時から午後 4 時までとします。
2. 他人のごみを搬入するには、草津市一般廃棄物収集運搬許可業者でなければなりません。
3. 必ずごみ搬入者の本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）を持参してください。
4. ごみの搬入は、草津市が定めるごみの分別区分に従い、分別を行った上で搬入を行ってください。
あらかじめ分別ができていない場合は、搬入をお断りすることがあります。
5. 透明または半透明の袋（黒色や青色、白濁して中身が確認できないものは不可。）に入れる等、中身が確認できる状態で搬入を行ってください。
6. ごみの搬入を行う際は、クリーンセンター内の計量窓口にて受付を済ませてください。受付では、受入可否の確認等のため、「家庭ごみ搬入受付書」又は「事業系ごみ搬入受付書」に住所、氏名、電話番号、ごみの種別等を記入いただきます。
「事業系一般廃棄物自己運搬申請書（搬入票）」をお持ちの場合は、上記受付書の代わりに提示してください。
7. ごみ処分手数料は、草津市手数料条例に基づき納付していただきます。
料金はクリーンセンター内の計量窓口にて現金でお支払いください。
8. ごみの荷下ろしは、係員の指示に従い、原則、ご自身で行ってください。
9. クリーンセンター内では、車両誘導員の指示に従い、必ず徐行し、安全運転を心がけてください。
なお、場内ではごみ収集車両を優先させていただきますので、ご協力をお願いいたします。
10. 次のごみは搬入できません。
 - (1) 草津市外で発生したごみ
 - (2) 産業廃棄物
 - (3) 土、砂、石
 - (4) 処理除外物
 - ア 有害性のあるもの
 - イ 危険性のあるもの
 - ウ 爆発性、発火性、引火性のあるもの
 - エ 著しく悪臭を発するもの
 - オ 処理困難物（タイヤ、バッテリー、バイク、自動車、ピアノ、農機具、消火器、ガスボンベ、耐火金庫など）
11. クリーンセンター内では喫煙できません。
12. 上記以外の事項について、クリーンセンター係員が指示した場合は、その指示に従ってください。